ケアプランセンターるうてる 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 76 条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号)」第 5 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供する指定計画相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 指定計画相談支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人るうてるホーム
代表者氏名	理事長 大柴 譲治
	大阪府四條畷市岡山五丁目 19 番 20 号 電話 072-878-9371 ファックス番号 072-878-5293
法人設立年月日	1965 年 5 月

- 2 ご利用者への指定計画相談支援を担当する事業所について
- (1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアプランセンターるうてる		
サービスの主たる対象者	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者 難病等患者		
四條畷市指定事 業 所 番 号	指定計画相談支援 2735700078 号 (平成 27 年 12 月 1 日指定)		
事業所所在地	大阪府四條畷市岡山五丁目 19 番 20 号		
連 絡 先 相談担当者名	電話 072-879-4165 ファックス番号 072-803-3550 ケアプランセンターるうてる 岡村 佐和子		
事業所の通常の 事業実施地域	四條畷市、寝屋川市(南圏域、東圏域)		

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立った適切 な相談援助を提供いたします。
運営方針	 ① 利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、お気持ちを尊重し、利用者の選択に基づき適切なサービスが提供されるよう支援します。 ② サービス提供事業者と公正中立の立場で関わり、利用者のご意見をしっかりと伝えます。 ③ 関係機関(保険者・医療機関・地域等)との連携に努めながら、支援します。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から金曜日(但し、祝日・12/31~1/3 を除く。)
営	業時	間	午前 8 時 45 分~午後 5 時 45 分

(4)計画相談支援の可能な日と時間帯

計画相談実施日	月曜日から金曜日(但し、祝日・12/31~1/3を除く。)	
実 施 時 間	午前 8 時 45 分~午後 5 時 45 分	

(5) 事業所の職員体制

管 理 者 岡村 佐知子

職種	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤・兼務 1人
相談支援専門員	【基本相談支援】 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【指定サービス利用支援】 支給決定又は支給決定の変更前に、利用者等との面接を行い、利用者又は家族の希望や状況等を把握し、サービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後に、サービス事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。 【指定継続サービス利用支援】 市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者、家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。	常勤·兼務 2人
哉 務	計画相談支援給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤 1 人

3 提供する指定計画相談支援の内容

(1) サービス利用支援

利用者等との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

【サービス等利用計画作成の手順】

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
---	-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス等 利用計画案 の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
4	サービス等 利用計画案 の説明・交付	サービス等利用計画案の内容について、利用者及び家族に対して説明し、 文書により利用者等の同意を得ます。また、サービス等利用計画案を利 用者等に交付します。
5	サービス担 当者会議の 開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等へ の説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、 利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
7	サービス等 利用計画の 交付	完成したサービス等利用計画を利用者又はその家族、福祉サービス担当者に交付します。

(2)継続サービス利用支援

モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。
サービス等利用	サービス等利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留
計画の変更	意しながら、原則として(1)1~3及び5~7に規定された業務を行います。
	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合
入所施設等への	又は利用者が指定障害者支援施設等への入所や精神科病院への入院を希
紹介又は地域生	望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障害者支援施
活への移行に関	設等からの退所や精神科病院から退院しようとする利用者から計画相談
する情報提供等	支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよ
の援助	う、障害福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援
	助を行います。

4 提供する指定計画相談支援の利用者負担額について

指定計画相談支援	利用者負担額は発生しません。※			
交通費	(1) 事業所から 10 km未満 無料 (2) 事業所から片道 10 km~1.5 km未満 1,000 円 (3) 事業所から片道 15 km以上の場合は 5 km毎に 500 円加算			

※ 計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に計画相談支援給付費の支給を申請してください。

5 指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定計画相談支援の提供に先立って、障害福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援の対象者であること、継続サービス利用支援のモニタリング期間、障害福祉サービス等の支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

(管理者) 岡村 佐知子

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及 び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いの ためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ①利用者及びそ ○ 指定計画相談支援事業所の従業者及び管理者(以下「従業者等」という。) の家族に関す は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三 る秘密の保持 者に漏らしません。 について ○ また、この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後 においても継続します。 ○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持さ せるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、 その秘密を保持するべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。 〇 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担 当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個 人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利 用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議 で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提 供しません。 ②個人情報の保 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙 護について によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意を もって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 〇 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開 示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた 場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を

8 事故発生時の対応方法について

となります。)

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担

また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時に、お客様に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 感染症や災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2)従業者に対する業務継続計画の研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

10 衛生管理等

- (1) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所内で感染症が発生の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
 - ① 感染症対策の指針を整備します。
 - ② 従業者に対して定期的に研修及び訓練を実施します。

11 身分証携行義務

指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 記録の整備

- (1) 利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。
 - ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
 - ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - アセスメントの記録
 - ・サービス担当者会議等の記録
 - ・モニタリングの結果の記録
 - ③ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - ④ 利用者からの苦情の内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (2) これらの記録は指定計画相談支援完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。 (複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

13 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定計画相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ① 苦情の受付
 - 苦情は、面接、電話及び書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
 - ② 苦情受付の報告・確認 苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告します。
 - ③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出者と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

【事業者の窓口】 社会福祉法人るうてるホーム 苦情受付担当者 岡村 佐知子 解決責任者 石倉 智史	所 在 地 大阪府四條畷市岡山 5-19-20 電話番号 072-878-9371 ファックス番号 072-803-3550 受付時間 午前 8 時 45 分~午後 5 時 45 分
【市町村の窓口】 四條畷市 障害福祉課	所 在 地 大阪府四條畷市中野本町 1-1 電話番号 072-877-2121 ファックス番号 072-879-2596 受付時間 午前 9 時~午後 5 時
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所 在 地 大阪市中央区谷町 7-4-15 大阪府社会福祉会館 2 階 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月~金曜日(祝日等を除く) 午前 10 時~午後 4 時

14 指定計画相談支援の実施開始可能年月日

指定計画相談支援実施開始が可能な年月日	年	月	日	
---------------------	---	---	---	--

15 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	Ħ	
-----------------	---	---	---	--

上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)」第5条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	大阪府四條畷市岡山五丁目 19 番 20 号			
事業者	法人名	社会福祉法人るうてるホーム			
	代表者名	理事長 大柴 譲治	印		
	事業所名	ケアプランセンターるうてる			
	説明者氏名		印		

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利	用:	*	住	所	
		者	氏	名	印

代 理 人	■ 人	住	所	
		氏	名	印